

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会

都城市準備委員会
第 1 回 総務企画専門委員会



日時：令和 5 年 1 1 月 6 日（月）午後 3 時 0 0 分

場所：都城市役所 南別館 4 階 研修室

つむぎ 感動 神話 となれ

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

第 81 回国民スポーツ大会

2027

第 26 回全国障害者スポーツ大会

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会 都城市準備委員会 第 1 回総務企画専門委員会

日時：令和 5 年 1 月 6 日（月） 午後 3 時～
場所：都城市役所 南別館 4 階 研修室

次 第

- 1 開 会
- 2 都城市準備委員会 事務局長 挨拶
- 3 専門委員及び事務局 自己紹介
- 4 委員長 挨拶
- 5 議 事
 - (1) 報告事項

報告第 1 号	第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会 概要	P3
報告第 2 号	第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会 開催準備経過	P6
報告第 3 号	第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会 都城市開催基本方針	P8
報告第 4 号	第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会 都城市開催推進総合計画	P9
報告第 5 号	第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会 都城市準備委員会専門委員会規程	P15
報告第 6 号	特別国民体育大会・特別全国障害者スポーツ大会 燃ゆる感動 かがしま国体・かがしま大会の視察概要	P17
 - (2) 審議事項

議案第 1 号	第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会 都城市広報基本計画(案)	P29
議案第 2 号	第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会 都城市市民運動基本計画(案)	P31
議案第 3 号	第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会 都城市協賛取扱要項(案)	P33
議案第 4 号	第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会 都城市ボランティア募集要項(案)	P38
- 6 その他
- 7 今後のスケジュール
- 8 閉 会

○ 参考資料	【資料 1】	都城市準備委員会会則	P42
	【資料 2】	都城市準備委員会推進体制	P46
	【資料 3】	都城市開催予定競技・会場	P47
	【資料 4】	都城市準備委員会総会から常任委員会への委任事項	P49

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会

都城市準備委員会 総務企画専門委員会名簿

(順不同・敬称略)

【委員長】 1 名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	スポーツ関係	都城市スポーツ推進委員協議会	副会長	小川 広美

【副委員長】 2 名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	産業・経済関係	都城商工会議所	事務局次長	河野 謙司
2	市 関 係	都城市総合政策部総合政策課	課長	畑中 和行

【委 員】 20 名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	社会団体関係	社会福祉法人都城市社会福祉協議会	事務局次長兼 総務課長	櫻田 賢治
2	学 校 関 係	都城市小学校長会	副会長	光神 秀治
3		都城市中学校長会	副会長	枇杷 善彦
4		宮崎県県立学校長協会都城地区	理事	大脇 光徳
5		都城地区保幼小連絡協議会	会長	細山田 和彦
6	宿泊・観光関係	一般社団法人都城観光協会	事務局長	枝村 孝志
7	社会団体関係	都城市自治公民館連絡協議会	事務局長	三島 美蔓
8		都城市 PTA 連絡協議会	会長	赤池 智和
9		都城市高齢者クラブ連合会	事務局長	肥後 信行
10		都城市高城地区身体障害者福祉会 (一般社団法人宮崎県身体障害者団体連合会)	会長	永田 照明
11		都城市ボランティアセンター	所長	川崎 博志
12		一般社団法人都城芸術文化協会	会長	中西 徹博
13	市 関 係	都城市総合政策部財政課	課長	種子田 陽一
14		都城市総合政策部秘書広報課	課長	河野 貴弘
15		都城市総合政策部デジタル統括課	課長	三角 智秋
16		都城市総務部総務課	課長	中山 博司
17		都城市地域振興部地域振興課	課長	徳留 伸一
18		都城市商工観光部みやこんじょ PR 課	課長	中元 和浩
19		都城市福祉部福祉課	課長	瀬戸山 敏朗
20		都城市教育委員会学校教育課	課長	山内 昭弘

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要

1 概要

国民スポーツ大会(国民体育大会)は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするを目的として行われます。大会は、都道府県持ち回りで開催され、都道府県対抗で競技を実施する国内最大のスポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会は、障がい者が競技を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とした障がい者スポーツの祭典です。

2 主催

国民スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県となります。また、各競技会については、日本スポーツ協会加盟競技団体、会場市町村を含めたものとなります。

全国障害者スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県及び市町村に、その他の関係団体を加えたものとなります。

3 大会の開催時期等

【国民スポーツ大会】

- 開催時期：9月中旬～10月中旬
- 開催期間：11日間以内

【全国障害者スポーツ大会】

- 開催時期：原則として国民スポーツ大会の直後
- 開催期間：3日間

4 大会名称、マスコットキャラクター、愛称、スローガン

○国民体育大会は、令和6年に開催される第78回大会(佐賀県)以降、国民スポーツ大会に名称変更され、略称は国スポ(こくすぽ)となります。

○マスコットキャラクター 『みやざき犬』



○愛称

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

○スローガン

つむ
紡ぐ感動 神話となれ

5 実施予定競技

□ 国民スポーツ大会

(1) 正式競技(37 競技)

① 毎年実施競技(36 競技)

陸上競技	水泳	サッカー
テニス	ボート	ホッケー
バレーボール	体操	バスケットボール
レスリング	セーリング	ウエイトリフティング
ハンドボール	自転車	ソフトテニス
卓球	軟式野球	相撲
馬術	フェンシング	柔道
ソフトボール	バドミントン	弓道
ライフル射撃	剣道	ラグビーフットボール
スポーツクライミング	カヌー	アーチェリー
空手道	銃剣道	なぎなた
ボウリング	ゴルフ	トライアスロン

② 隔年実施競技(2 競技のうち 1 競技を実施)

ボクシング、クレール射撃のうち宮崎大会ではボクシングを実施

(2) 特別競技(1 競技)

高等学校野球(硬式及び軟式)

(3) 公開競技(7 競技)

綱引	ゲートボール	武術太極拳
パワーリフティング	グラウンド・ゴルフ	バウンドテニス
エアロビック		

(4) デモンストレーションスポーツ

地方スポーツの推進、国民の健康増進、体力向上等をはじめ、国民のスポーツ推進を図るために、正式競技及び公開競技以外の競技を対象に生涯スポーツ社会の実現に寄与するという観点から実施することができる競技

□ 全国障害者スポーツ大会

(1) 正式競技(14 競技)

陸上競技 (身体・知的)	水泳 (身体・知的)	アーチェリー (知的)
卓球 (身体・知的・精神)	フライングディスク (身体・知的)	ボウリング (知的)
ボッチャ (身体)	バスケットボール (知的)	車いすバスケットボール (身体)
ソフトボール (知的)	グラウンドソフトボール (知的)	フットベースボール (知的)
バレーボール (身体・知的・精神)	サッカー (知的)	

(2) オープン競技

競技規則に定められていない競技・種目で、広く障がい者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについては、主催者間で協議の上、実施することができる競技

6 文化プログラム

スポーツ文化や開催県の郷土文化等をテーマとし開催県における国民スポーツ大会の開催の気運醸成や国民スポーツ大会の目的や意義の全国的な普及啓発等を目的として実施するプログラム

7 参加人数

(県全体：延べ人数)

	国民スポーツ大会 (第 77 回栃木国体実績)	全国障害者スポーツ大会 (第 22 回栃木大会実績)
選手・監督数	72,750 人	23,489 人
大会関係者	102,827 人	26,695 人
観覧者数	216,616 人	13,749 人
合計	392,193 人	63,933 人

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

開催準備経過

※ は市関係分

年度	月	内 容
平成26年度	2	(公財)宮崎県体育協会が、宮崎県、宮崎県議会及び宮崎県教育委員会に「平成38年第81回国民体育大会の宮崎県開催招致要望書」を提出
		宮崎県知事が、宮崎県議会において、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致」を表明
	3	宮崎県議会が、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致に関する決議」を全会一致で議決
平成27年度	4	宮崎県知事が、文部科学省に「平成38年第81回国民体育大会開催要望書」と「平成38年第26回全国障害者スポーツ大会開催要望書」を提出
		宮崎県知事が、(公財)日本体育協会に「平成38年第81回国民体育大会開催要望書」を、(公財)日本障がい者スポーツ協会に「平成38年第26回全国障害者スポーツ大会開催要望書」を提出
	7	(公財)日本体育協会において、「平成38年第81回国民体育大会開催申請書提出県」として了解(宮崎県開催が内々定)
平成29年度	10	第81回国民体育大会宮崎県準備委員会の設立
		宮崎県準備委員会において開催基本方針や会場地市町村選定基本方針等の決定
平成30年度	1	「正式競技」会場地市町村第2次選定：バレーボール(少年男子)、ソフトテニス(成年男女)
令和元年度	7	「正式競技」会場地市町村第4次選定：バスケットボール(成年男女)
		宮崎県準備委員会が名称を「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会」に改称
	9	第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」視察
令和2年度	4	都城市総合政策部内に「国民スポーツ大会準備室」設置
	7	「正式競技」会場地市町村第7次選定：総合開会式・閉会式、陸上競技(全種別)
		「公開競技」会場地市町村第1次選定：バウンドテニス(全種別)
	9	第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 第1回庁内推進会議開催
(公財)日本スポーツ協会、(公財)日本障がい者スポーツ協会、文部科学省及び鹿児島県の4者が鹿児島国体を令和5年度に開催することを決定 第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会を令和9年に1年延期することが決定		

令和2年度	10	日本スポーツ協会臨時国体委員会において、本県の国民スポーツ大会開催年が令和9年(2027年)に変更され、開催申請書提出順序了解県(内々定県)として再決定	
		中央競技団体正規視察「ソフトテニス」	
		中央競技団体正規視察「バレーボール」	
	1	第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 第2回庁内推進会議開催	
		「公開競技」会場地市町村第2次選定：ゲートボール(全種別)	
		「デモンストレーションスポーツ」会場地市町村第1次選定：パークゴルフ	
2	「全国障害者スポーツ大会」会場地市町村第1次選定：陸上競技(身体・知的)		
	第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 第3回庁内推進会議開催		
	「全国障害者スポーツ大会」会場地市町村第2次選定：開・閉会式、ボッチャ(身体)、バレーボール(身体)		
令和3年度	8	(公財)日本スポーツ協会、(公財)日本障がい者スポーツ協会、文部科学省及び三重県の4者が三重国体及び三重大会を中止することを決定	
	1	第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 第4回庁内推進会議開催	
		都城市総合政策部内の「国民スポーツ大会準備室」を「国スポ・障スポ準備課」に昇格	
令和4年度	5	第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 第5回庁内推進会議開催	
		第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 都城市準備委員会設立総会・第1回総会を開催	
	6	文部科学省及び日本スポーツ協会に「第81回国民スポーツ大会開催申請書」を提出	
	7	日本スポーツ協会第3回理事において、「第81回国民スポーツ大会」の宮崎県開催が内定(国スポ内定に伴い第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催が合わせて内定)	
	1	第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 第6回庁内推進会議開催	
		2	第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 都城市準備委員会 第1回常任委員会開催(書面開催)
		5	第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 第7回庁内推進会議開催
	令和5年度	6	第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 都城市準備委員会 第2回総会を開催

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

都城市開催基本方針

1 基本方針

スポーツは、「する」、「みる」、「ささえる」という様々な形で、人々に「楽しさ」や「喜び」を感じさせ、また、人と人との交流及び地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものです。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会（以下、「両大会」という。）の開催に当たっては、本市の地の利及び地域資源を最大限に活用し、市民と行政が協働し、本市特有の魅力を全国に発信する大会を目指します。

また、両大会は、本市が目指す「市民の笑顔が広がる 南九州のリーディングシティ」の実現に向けて、市民・関係団体・行政などが相互に連携を深め、都城の総力を結集する大会として開催します。

2 実施目標

(1) オール都城でつくり・はぐくみ・自ら参加する大会

市民が、大会に「参加（する）」、「応援（みる）」、「絆（ささえる）」など、性別、年齢、障がいの有無等に関係なく、様々な関わりを持つことで、開催機運を盛り上げる市民総参加型の大会を目指します。

(2) おもてなしの心で都城の魅力を全国に発信する大会

「島津発祥の地」としての歴史や「日本一の肉と焼酎」など、本市が誇る地域資源を全国に発信するとともに、来訪者を心のこもったおもてなしでお迎えし、本市特有の魅力に触れていただき、再度、本市を訪れたいと感じていただけるような大会を目指します。

(3) 都城が誇る拠点施設を十分に活かした創意工夫のある大会

開催準備、大会運営に当たっては、拠点施設や競技用具等の有効活用に努め、効率化を図りつつも、市民及び関係団体と創意工夫を凝らし、本市の特色が十分に活かされた大会を目指します。

(4) 地域スポーツの活性化と子どもたちが都城を誇りに思える大会

大会開催を契機とし、地域における健康づくりや生きがいづくりなど、本市におけるスポーツの推進を一層図り、また、子どもたちが、大会を通じてスポーツに親しみを持つとともに、都城を誇りに思えるような大会を目指します。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
都城市開催推進総合計画

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）の成功に向け、都城の総力を結集し、オール都城で来訪者を心のこもったおもてなしでお迎えし、本市が目指す「市民の笑顔が広がる 南九州のリーディングシティ」の実現に向けて、都城市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

（1）総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、両大会を一過性のものとせず、その開催を通じて市民が都城に愛着と誇りを持てる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

（2）財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

（3）広報 [D]

両大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、デジタル技術を積極的に活用し、効果的な広報活動を展開するとともに、参加した選手をはじめ、両大会に関わった人々を通じて都城の豊かな自然や観光、文化など多彩な魅力を全国に向けて発信する。

（4）市民運動

市民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加する機運の醸成を図るとともに、市民総参加のもと一丸となって大会を盛り上げていくことにより、両大会終了後も地域コミュニティの醸成や地域の活性化の推進につなげる。

（5）観光・接伴

選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、自然、歴史、文化、食など本市の多彩な魅力に触れていただくことで、「また訪れたい」と感じていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

（6）競技 [D]

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、また、デジタル技術を積極的に活用しつつ、競技会の円滑な運営を図るとともに、必要な用具等については、効率的に整備する。

(7) 式典

県、競技団体、関係機関及び関係団体と十分に協議をし、創意工夫を凝らした温かみのある式典とする。

(8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用を図るとともに、両大会開催後の市民利用にも配慮した整備に努める。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者等の宿泊については、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、両大会に携わるすべての方々が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫体制及び医療救護体制を確立する。

(11) 輸送・交通 [D]

本市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関との連携により、安全・安心かつ効率的な輸送手段の確保に努める。併せて、デジタル技術を積極的に活用し、公共交通機関の利用を促進するなど交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 消防防災・警備

競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期するため、消防、警察その他関係機関等と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

年度 西暦年 逆開催県	令和4年度 2022年 開催5年前 栃木県	令和5年度 2023年 開催4年前 鹿児島県	令和6年度 2024年 開催3年前 佐賀県
主要行事	① 大会開催内定 ② 準備委員会設立		③ (仮称)国スポ推進局設置 ④ 文部科学省・日本スポーツ協会総合視察 ⑤ 大会開催・会期決定 ⑥ 実行委員会へ改組
準備組織	① 準備委員会設立総会 準備委員会総会開催 ② 常任委員会開催 ③ 総務企画専門委員会設置準備 競技式典専門委員会設置準備 宿泊衛生専門委員会設置準備 輸送交通専門委員会設置準備 ④ 庁内推進会議開催	⑤ 準備委員会総会開催 ⑥ 総務企画専門委員会設置・開催 競技式典専門委員会設置・開催 宿泊衛生専門委員会設置・開催 輸送交通専門委員会設置・開催	⑦ 実行委員会総会開催 ⑧ 実施本部設置・開催
1 総務企画 2 財務	① 県準備委員会との連絡調整 ② 開催準備総合計画策定・進行管理	③ 企業協賛取扱要項策定 ④ 大会経費調査検討	⑤ 県実行委員会との連絡調整 ⑥ 企業協賛の推進 ⑦ リハ大会経費検討
3 広報 総務企画専門委員会	① 国スポ・障スポ準備課ホームページ開設	② 広報基本計画策定 ③ 広報啓発活動の推進 ④ 準備委員会ホームページ開設	
4 市民運動		① 市民運動基本計画策定 ② ボランティア募集要項策定 ③ ボランティア募集等の検討	④ 市民運動の推進 ⑤ ボランティア募集・研修会開催
5 観光・接伴			① 観光・接伴基本計画策定

都城市開催推進総合計画【年度別業務】

令和7年度 2025年 開催2年前 滋賀県	令和8年度 2026年 開催1年前 青森県	令和9年度 2027年 開催年 宮崎県		
	⑦ リハーサル大会開催	⑧ 第81回国民スポーツ大会開催 ⑨ 第26回全国障害者スポーツ大会開催	実行委員会解散	
⑨ 実行委員会総会開催	⑪ 実行委員会総会開催	⑬ 実行委員会総会開催		
⑩ リハ大会実施本部運営マニュアル作成	⑫ 大会実施本部運営マニュアル作成			
⑧ 運営ガイドライン策定				
⑨ リハ大会予算編成	⑬ リハ大会予算執行・決算 ⑭ 大会経費予算編成	⑮ 大会予算執行・決算		大会決算書
⑩ 識別用品整備要項策定	⑮ リハ大会識別用品整備	⑲ 大会識別用品整備		
⑪ 遺失物・拾得物取扱要項策定	⑯ リハ大会での遺失物・拾得物取扱実施	⑳ 大会での遺失物・拾得物取扱実施		
⑫ 保険加入要項策定	⑰ リハ大会保険加入	㉑ 大会保険加入		
⑤ 大会報告書編成方針検討	⑥ 大会報告書編成方針決定	⑦ 大会報告書策定	大会報告書	
⑥ リハ大会ボランティア業務計画策定	⑦ 大会ボランティア業務計画策定 ⑧ リハ大会ボランティア配置	⑨ 大会ボランティア配置		
② 歓迎装飾・接伴実施要項策定	⑤ 歓迎装飾・ガイドブック作成等の検討	⑧ 歓迎装飾・ガイドブック作成等の実施	大会開催	
③ 案内所・休憩所等設置運営要項策定	⑥ リハ大会案内所、リハ大会休憩所等設置	⑨ 大会案内所、大会休憩所等設置		
④ 売店設置運営要項策定	⑦ リハ大会売店配置	⑩ 大会売店配置		

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

年度 西暦 開催県	令和4年度 2022年 開催5年前 栃木県	令和5年度 2023年 開催4年前 鹿児島県	令和6年度 2024年 開催3年前 佐賀県
競技式典専門委員会	6 競技	① 競技運営基本計画策定 ② 競技用具整備計画検討・策定 ③ 競技役員等編成案の検討・策定 ④ リハ大会実施検討 ⑤ デモンストレーションスポーツ開催競技選定	⑥ 競技用具整備の推進 ⑦ 競技会係員・補助員編成計画策定 ⑧ リハ大会開催基本計画策定
	7 式典		① 式典基本計画策定
	8 施設	① 施設整備基本計画策定	② 施設整備の推進・点検
宿泊・衛生専門委員会	9 宿泊	① 宿泊基本計画策定 ② 第一次仮配宿	
	10. 医事・衛生	① 医事・衛生基本計画策定	② 医療救護要項策定 ③ 防疫対策要項策定 ④ 食品衛生対策要項策定 ⑤ 環境衛生対策要項策定
輸送交通専門委員会	11. 輸送交通	① 輸送交通基本計画策定 ② 駐車場等調査・確保	
	12. 消防・警備		① 消防防災・警備基本計画策定

都城市開催推進総合計画【年度別業務】

令和7年度 2025年 開催2年前 滋賀県	令和8年度 2026年 開催1年前 青森県	令和9年度 2027年 開催年 宮崎県	第81回国民スポーツ大会開催・第26回全国障害者スポーツ大会開催
⑨ 競技運営実施計画策定	⑬ 競技別実施要項策定	⑲ 競技別プログラム作成・配布	
	⑭ 競技役員等編成決定	⑳ 競技役員等の編成・委嘱	
	⑮ 競技会係員・補助員編成決定・養成	㉑ 競技会係員・補助員の編成・委嘱	
⑩ 競技別リハ大会実施要項策定	⑯ 競技別リハ大会プログラム作成・配布		
⑪ デモスポ実施要項検討	⑰ デモスポ実施要項策定	㉒ デモスポ開催	
⑫ 情報通信基本計画策定	⑱ 情報通信業務実施要領策定	㉓ 臨時通信施設架設設置	
	③ 式典実施要項策定	⑤ 各競技会 開始式・表彰式の実施	
② 炬火イベント検討	④ 炬火イベント実施計画・要項策定	⑥ 炬火イベント実施	
③ リハ大会宿泊実施要項策定	⑥ 大会宿泊実施要項策定(県)	⑨ 宿泊本部設置	
④ 第二次仮配宿	⑦ 第三次仮配宿	⑩ 大会配宿実施	
⑤ 大会弁当調達要項策定	⑧ リハ大会弁当調達実施	⑪ 大会弁当調達実施	
⑥ 医療救護実施要領策定	⑪ 救護所設置計画策定	⑬ 救護本部・救護所設置	
⑦ リハ大会救護所設置計画策定	⑫ リハ大会救護所設置		
⑧ 防疫対策実施要領策定	⑬ 防疫対策の推進		
⑨ 食品衛生対策実施要領策定	⑭ 食品衛生対策の推進		
⑩ 環境衛生対策実施要領策定	⑮ 環境衛生対策の推進	⑯ 輸送本部設置	
③ 輸送交通業務実施要項策定	⑤ 輸送計画策定		
④ リハ大会輸送計画策定	⑥ リハ大会計画輸送実施		
	⑦ 車両誘導計画策定		
② 消防防災・警備業務実施要項策定	④ 消防防災・警備計画策定	⑭ 消防警備本部設置	
③ リハ大会消防警備計画策定	⑤ リハ大会消防警備本部設置		

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
都城市準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会会則（令和4年5月23日施行）第13条第3項の規定に基づき、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びに第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年2月28日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること 2 開催推進総合計画に関すること。 3 広報及び市民運動に関すること。 4 観光及び接伴に関すること。 5 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技運営に関すること。 2 式典に関すること。 3 競技会場に関すること。 4 その他競技運営式典に関すること。	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 環境衛生及び食品衛生に関すること 4 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 消防及び警備に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること。

燃ゆる感動 かごしま国体

～ 熱い鼓動 風は南から ～



総合開会式

歓迎県民イベント・選手宣誓



総合開会式

天皇・皇后両陛下下御臨席



総合開会式

選手団入場



総合開会式

炬火イベント



おもてなし

歓迎看板・カウントダウンボード



おもてなし

花いっぱい運動・ボランティア



パッケージデザイン協力：鹿児島純心女子短期大学 生活学科 生活学専攻 デザイン表現コース

おもてなし

都道府県 応援のぼり旗



パッケージデザイン協力：鹿児島純心女子短期大学 生活学科 生活学専攻 デザイン表現コース

おもてなし

学校観戦



パッケージデザイン協力：鹿児島純心女子短期大学 生活学科 生活学専攻 デザイン表現コース

おもてなし

歓迎のふるまい



パッケージデザイン協力：鹿児島純心女子短期大学 生活学科 生活学専攻 デザイン表現コース

おもてなし

売店



パッケージデザイン協力：鹿児島純心女子短期大学 生活学科 生活学専攻 デザイン表現コース

おもてなし

国体弁当



パッケージデザイン協力：鹿児島純心女子短期大学 生活学科 生活学専攻 デザイン表現コース

おもてなし

鹿児島中央駅の様子



パッケージデザイン協力：鹿児島純心女子短期大学 生活学科 生活学専攻 デザイン表現コース

輸送・交通

シャトルバス



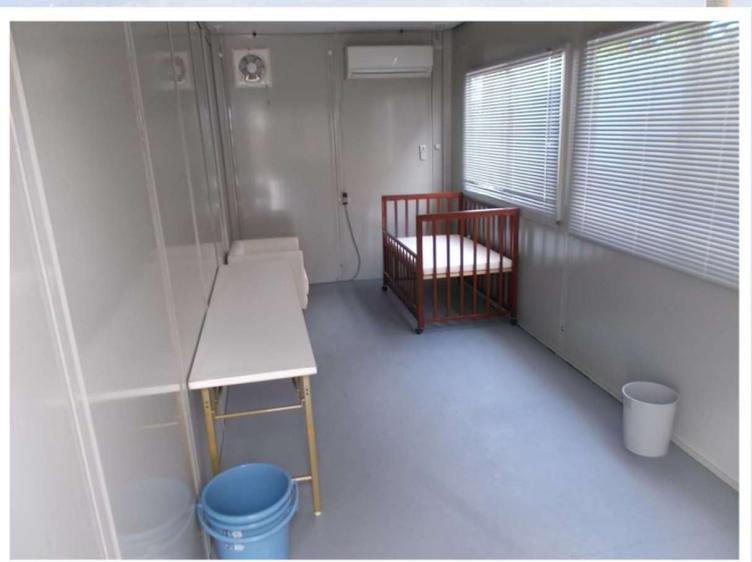
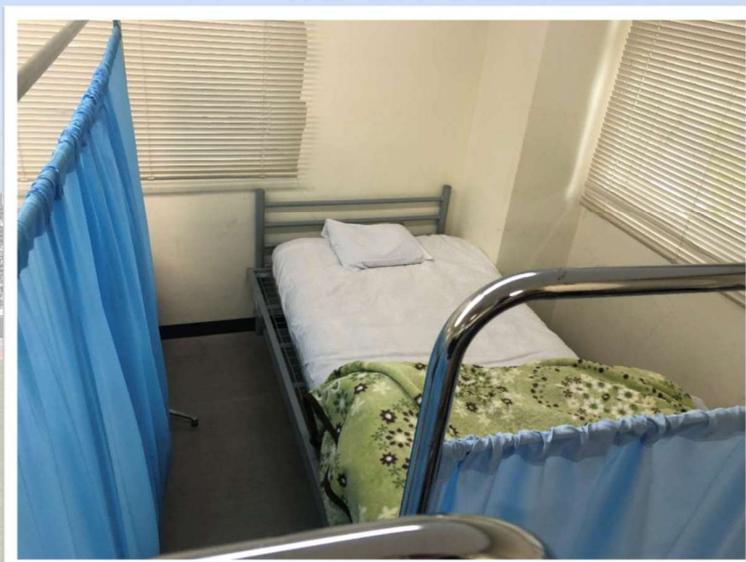
輸送・交通

臨時駐車場



医事・衛生

救護室・授乳室



医事・衛生

環境美化



競技会運営

選手・監督・視察員受付



競技会運営

陸上競技（全種別）



競技会運営

バレーボール（少年男子）



競技会運営

バスケットボール（成年男女）



競技会運営

ソフトテニス（成年男女）



競技会運営

実行委員会事務局 (ソフトテニス会場)



総合閉会式

式典の様子



第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
都城市広報基本計画（案）

1 趣旨

宮崎県「第81回国民スポーツ大会 広報基本計画」と連携し、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市開催推進総合計画」に掲げる広報基本方針を推進するため、その基本的な取り組みなどを示す「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市広報基本計画」を策定する。

2 目的

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」に対する市民の理解や関心、参加意欲を高めるため、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市開催推進総合計画に基づき、多様な媒体を計画的かつ効果的に活用した広報活動を展開するとともに、食や自然、歴史・文化など本市の多彩な魅力を広く全国に発信する。

3 内容

(1) 愛称、スローガン等の活用による広報

大会を象徴する愛称・スローガン等の活用及び普及により市民への周知を図る。

【主な取組】

- ア 愛称、スローガン等の活用及び普及
- イ マスコットキャラクターの活用及び普及
- ウ 大会イメージソング・ダンスの活用及び普及

(2) 印刷物等による広報

各種印刷物や広報グッズを作成し、大会開催を広く周知する。

【主な取組】

- ア ポスター、パンフレット、PR広報紙等の作成
- イ 市広報紙や関係機関等の刊行物への掲載
- ウ 広報グッズの作成

(3) 多様なメディアによる広報

多様なメディアを活用し、迅速かつ効果的な情報提供を行う。

【主な取組】

- ア ホームページやSNSなどインターネットによる情報発信
- イ 新聞、テレビ、ラジオ等の活用
- ウ デジタルサイネージによる情報発信

(4) イベント等による広報

啓発イベントを開催するとともに、関係機関・団体等のイベント等と連携し、効果的な情報発信を行う。

【主な取組】

- ア 啓発イベントの開催
- イ 市内での既存イベント等との連携
- ウ 市のPR活動との連携

(5) 工作物等による広報

各種工作物等を設置し、大会開催を周知するとともに、選手・監督や来訪者を歓迎する。

【主な取組】

- ア 歓迎塔、バックパネル等の活用
- イ 横断幕、懸垂幕、案内板、カウントダウンボード等の設置

(6) 啓発物品等による広報

啓発物品の作成・配布や協賛物品の活用等により、国体への関心を高める。

【主な取組】

- ア 啓発物品の作成・配布及び協賛物品の活用等

(7) 大会報告書による広報

準備経過、開催状況、競技記録等の記録及び保存のため、大会報告書を作成し、後世に伝える。

【主な取組】

- ア 大会報告書の作成
- イ デジタル等の活用による記録映像、記録写真等の作成

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市
市民運動基本計画（案）

1 趣旨

宮崎県「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 県民運動基本計画」と連携し、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市開催推進総合計画」に掲げる市民運動基本方針を推進するため、その基本的な取り組みなどを示す「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市市民運動基本計画」を策定する。

2 目的

市民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、性別、年齢、障がいの有無等に関係なく、それぞれの立場で積極的に参加することで機運の醸成を図るとともに、新たなつながりを生み出しながら一丸となって大会を盛り上げていくことにより、大会終了後も地域コミュニティの醸成や地域の活性化の推進につなげる。

3 内容

(1) 市民一人ひとりの参加で盛り上げる大会

市民一人ひとりが、さまざまな機会を通じて主体的に参加・協力し、喜びや感動を共有できる大会とする。

【主な取組】

- ア 大会運営のサポートやボランティア活動への参加促進と養成
- イ 競技会場における観戦・応援の促進
- ウ 大会関連イベントへの参加

(2) 心のこもった温かいおもてなしで来訪者を迎える大会

大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしで迎え、ふれあいとぬくもりに満ちた大会とする。

【主な取組】

- ア 花いっぱい運動、クリーンアップ運動の展開
- イ 横断幕や応援のぼり旗などでの歓迎
- ウ おもてなし料理等のふるまい

(3) スポーツ・レクリエーションに親しみ、生涯スポーツを推進する大会

市民が大会を契機に、幅広く生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しむなど、「する・みる・ささえる」スポーツに取り組み、生涯にわ

たって心身ともに健康で活力ある生活を営める大会とする。

【主な取組】

- ア 大会開催のPR、競技体験会等の開催
- イ 各種スポーツイベントやレクリエーション等への参加

(4) 都城市の多彩な魅力を全国に発信する大会

市民が本市の多彩で豊かな自然や個性あふれる歴史、文化、食などの魅力を再認識し、全国から訪れる方々に様々な機会を通じて発信する大会とする。

【主な取組】

- ア 観光情報等の発信
- イ 本市の特産品や郷土料理の紹介、提供
- ウ 観光ボランティア活動への参加

(5) クリーンで快適な大会

環境美化活動を促進しきれいなまちづくりを目指すとともに、公共交通機関の利用促進を図ることで快適な大会とする。

【主な取組】

- ア 環境美化の日やクリーンアップ活動への参加促進
- イ 競技会場周辺における交通渋滞の緩和促進

第81回国民スポーツ・第26回全国障害者スポーツ大会
都城市協賛取扱要項（案）

1 趣旨

この要項は、都城市で開催される第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」及びその競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）の開催趣旨に賛同し、協賛の申し出があった場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 協賛の内容

- (1) 協賛の受け入れは、原則として大会の広報啓発並びに歓迎装飾に係る物品、各大会に必要な用具等について、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会（以下「準備委員会」という。）が行う。
- (2) 協賛方法は、提供または貸与とする。
- (3) 協賛物品等の搬入、据付並びに撤去等に関する費用は原則として協賛者が負担する。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛の申込みは、協賛申込書（第1号様式）により行う。
- (2) 協賛の受け入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領証明書（第2号様式）を協賛者に交付する。

4 協賛への謝意

協賛物品等を受け入れた場合は、協賛者に対して感謝状等を贈呈することができる。また、必要に応じて、ホームページ等に掲載することができる。

5 協賛の表示

協賛物品等には、協賛者の意向に応じて、協賛者名を協賛物品等に直接文字、イラスト等により表示することができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが出来ない場合は、この限りではない。

6 協賛として受け入れられないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの。
- (2) 法令等に違反するもの、及び公序良俗を乱すと認められるもの。
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがあると認められるもの。
- (4) 政治活動、宗教活動にあたりと認められるもの。
- (5) その他、準備委員会が適当でないと認めるもの。

7 協賛の受け入れ期間

協賛の受け入れ期間は、大会終了までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに必要な事項は別に定めるものとする。

(第1号様式)

協賛申込書(案)

令和 年 月 日

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
都城市準備委員会 会長 様

(申込者)

名 称 _____

氏 名 _____

所在地 _____

電 話 _____

都城市で開催される第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協賛物品等名	
仕様(規格・内容等)	
数量及び単価	
総額(相当額)	
協賛方法	提供 ・ 貸与
引渡年月日	令和 年 月 日
その他	

[個人協賛者は、下記にチェックをお願いします]

- 「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市協賛取扱要項」及び別紙「個人協賛にあたっての確認書」に同意します。

同意する

- 氏名の公表に同意します。

同意する

同意しない

【担当者連絡先】

所属名 _____

氏 名 _____

電 話 _____

個人協賛にあたっての確認書（案）

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会（以下「準備委員会」という。）への個人協賛にあたっては、第 81 回国民スポーツ大会都城市協賛取扱要項及び当該確認書の内容を予めご確認いただき、協賛申込書（第 1 号様式）の同意欄にチェックをしたうえでお申し込みをお願いいたします。

1 個人情報取り扱い

- (1) 「第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会都城市協賛取扱要項」及び「個人協賛にあたっての確認書」への同意が必要となります。
- (2) 氏名の公表に同意した場合、協賛物品並びに準備委員会ホームページ等に個人の名前を掲載することができます。なお、個人協賛における氏名公表についての詳細事項は、準備委員会と協議のうえ決定していくこととなります。
- (3) 準備委員会は、協賛申込書において知り得た協賛者の氏名、住所その他個人情報を、協賛の受入れ、取扱い、各種連絡等において利用する場合があります。

2 反社会的勢力の排除

個人協賛者は、次の各号に掲げる事項を確約するとともに、それに違反した場合、いかなる理由でもその責任を負い、協賛の取消し・無効・損害賠償等のいかなる措置にも異議申し立てをしないものとします。

- (1) 個人協賛者が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成ではなく、反社会的勢力との間に特段の関係もないこと。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用して、協賛を行うものでないこと。

(第2号様式)

協賛受領証明書(案)

都城市で開催される第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会の開催趣旨にご賛同いただき、下記のとおり協賛物品等を受領したことを証明いたします。

記

協賛物品等	
仕様(規格・内容等)	
数量及び単価	
総額(相当額)	
協賛方法	提供 ・ 貸与
引渡予定日	令和 年 月 日
その他	

令和 年 月 日

様

第81回国民スポーツ大会・
第26回全国障害者スポーツ大会
都城市準備委員会 会長

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
都城市ボランティア募集要項（案）

1 趣旨

この要項は、本市で開催される「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）において、市民一人ひとりが、年齢、性別、障がい等の有無に関係なく、それぞれの立場で積極的に参加し、大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしでお迎えするとともに、喜びと感動を共有する大会とするため、大会の広報及び運営に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会（以下「準備委員会」という。）

3 活動内容

大会等の広報及び本市で開催する競技会の運営に携わるボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

区分	主な活動内容	
広報・市民運動	大会等のPR活動 市民運動補助	
競技会運営	会場受付	競技会場での受付、資料配布
	案内	競技会場等での案内、情報提供
	休憩所	休憩所におけるおもてなし
	弁当配布	弁当の配布、空き箱の回収
	会場整理	競技会場における会場準備、来場者の誘導 駐車場等整理の補助
	環境美化	競技会場内外の美化、清掃活動
	その他	その他競技会運営に関する活動

4 募集期間

(1) 広報・市民運動

令和〇年度から適宜募集し、募集人数に達するまでとする。

(2) 競技会運営

令和〇年度から適宜募集し、募集人数に達するまでとする。

5 応募要件

平成27年4月1日以前（令和9年度中学生以上）に生まれた方で、次の各号のいずれかに該当すること。ただし、応募時点で18歳未満の方の申し込みについては、保護者の同意を得るものとする。

- (1)本市に在住、通勤、通学している個人
- (2)本市の活動拠点を有する団体
- (3)上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人及び団体

6 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、実行委員会に持参もしくは郵送、ファックスにより申し込むか、実行委員会ホームページの応募フォームにより申し込む。

ただし、応募時点で18歳未満の方の申し込みについては、保護者の同意が必要となるため、郵送又は持参に限る。

7 登録・変更・取消

- (1)準備委員会は、応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。
- (2)準備委員会は、本人または当該団体の代表者から届出があった場合に登録内容を変更することができる。
- (3)準備委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。
 - ア 本人又は団体から申し出があった場合
 - イ 大会のイメージを損なう行為があった場合
 - ウ 大会運営に支障があると判断した場合

8 活動期間

ボランティア登録後から大会終了までとする。ただし、登録時点において小学生の場合、活動開始（研修会等を含む。）は中学生になってからとする。

9 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容については、準備委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

10 研修等

準備委員会は登録者に対し、大会に関する認識を深め、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を実施する。

11 報酬及び交通費

研修やボランティア活動等を含めた報酬は原則無償とし、交通費も自己負担とする。

12 服飾及び食事

ボランティアの活動にあたっては、ボランティアであることが識別できる服飾及び弁当等を、必要に応じて準備委員会が支給する。

13 保険

ボランティアの活動及び研修等にあたっては必要に応じて準備委員会の負担で「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入する。

それ以外の活動における事故等について、準備委員会は責任を負わないものとする。

14 個人情報の取り扱い

応募者の個人情報については、都城市個人情報保護法施行条例（平成 18 年 1 月 1 日条例第 29 号）をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。ただし、申し込み時に宮崎県の実行委員会（以下「県実行委員会」という。）への情報提供に同意している登録者の情報に限り、県実行委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。

15 その他

この要項に定めるもののほか、ボランティアの募集について必要な事項は別に定める。

参 考 資 料

- 【資料 1】 第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
都城市準備委員会会則 P42
- 【資料 2】 第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
都城市準備委員会推進体制 P46
- 【資料 3】 第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
都城市開催予定競技・会場 P47
- 【資料 4】 第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
都城市準備委員会総会から常任委員会への委任事項 P49

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

都城市準備委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会において、都城市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 都城市を代表する者
- (2) 都城市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、都城市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指定した者がこれにあたる。

- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 準備委員会は、その目的が達成されたときに解散するものとする。

2 準備委員会が解散するとき有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

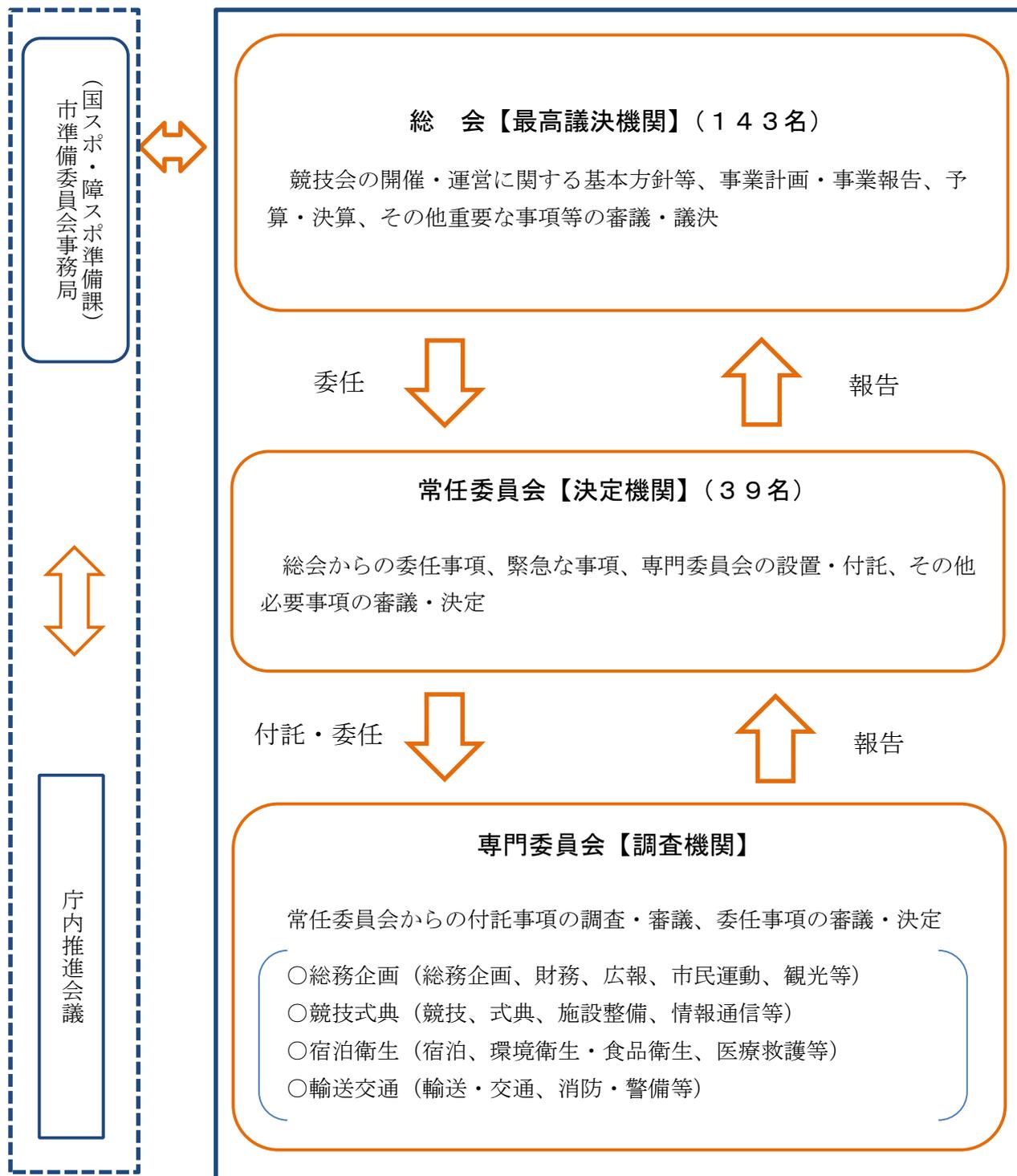
(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和4年5月23日から施行する。

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会推進体制



※ 令和6年（開催3年前）に「準備委員会」から「実行委員会」に改組予定

〔国民体育大会開催基準要項 第25項〕

開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議のうえ、必要に応じて設置する。

都城市開催予定競技等及び開催予定施設

□ 国民スポーツ大会

競技(種目)・内容		種 別	開催予定施設
総合開・閉会式 		-	(仮称)新宮崎県陸上競技場
正式競技	陸上競技 	全種別	(仮称)新宮崎県陸上競技場
	バレーボール 6人制 	少年男子	早水公園体育文化センター
	バスケットボール 	成年男子 成年女子	早水公園体育文化センター 高城運動公園総合体育館 高崎総合公園総合体育館
	ソフトテニス 	成年男子 成年女子	(仮称)都城運動公園庭球場
公開競技	バウンドテニス 	全種別	早水公園体育文化センター
	ゲートボール 	全種別	都城運動公園陸上競技場
デモスポ ※1	パークゴルフ 	-	かかしの里パークゴルフ場 高崎パークゴルフ場

※1 デモスポ・・・デモンストレーションスポーツの略

□ 全国障害者スポーツ大会

競技(種目)・内容		種 別	開催予定施設
開・閉会式 		-	(仮称)新宮崎県陸上競技場
正式競技	陸上競技 	身体・知的	(仮称)新宮崎県陸上競技場
	バレーボール 	身 体	早水公園体育文化センター
	ボッチャ 	身 体	早水公園体育文化センター

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
会場地市町村選定状況一覧【市町村別】

令和5年8月1日時点

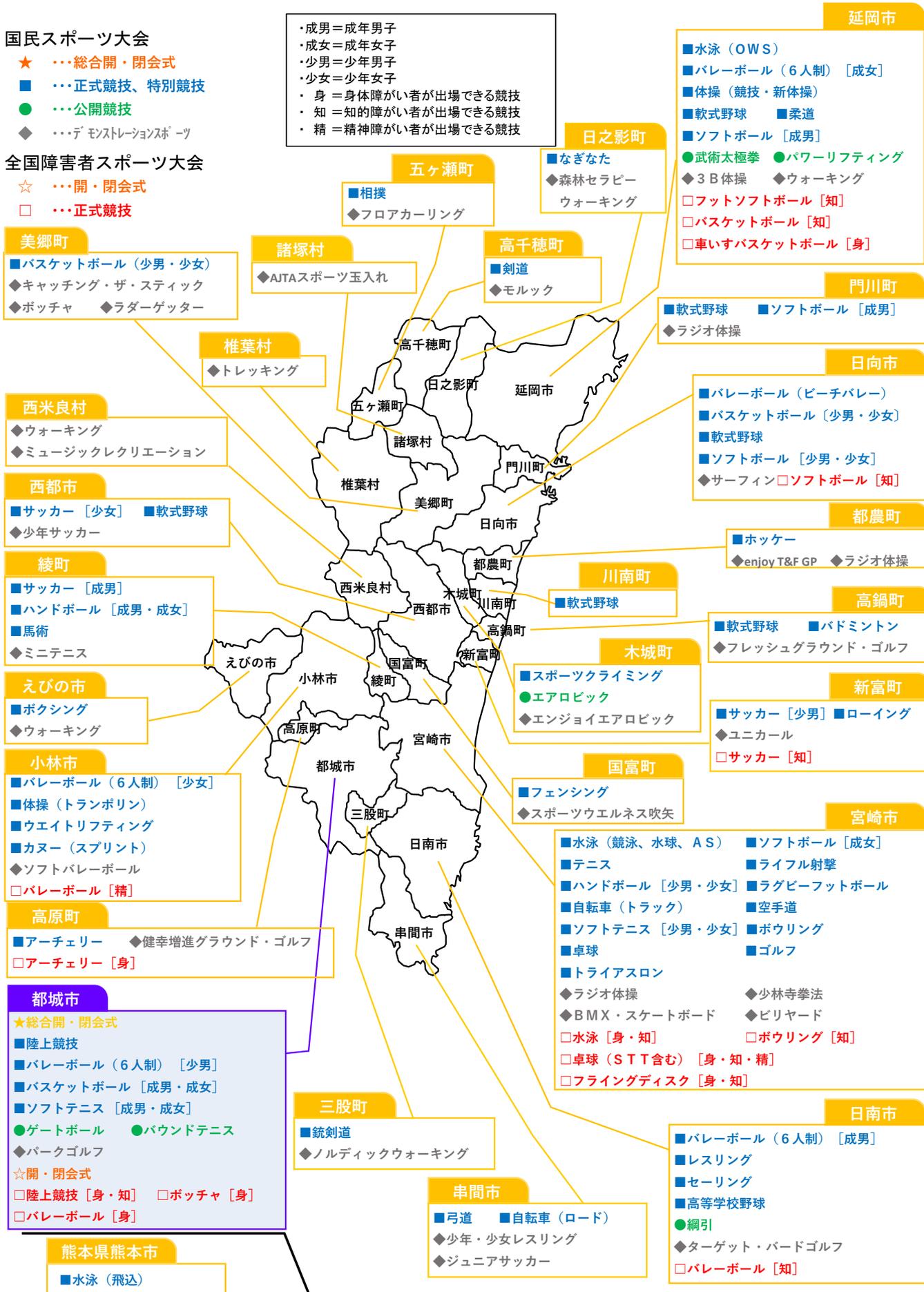
国民スポーツ大会

- ★ …総合開・閉会式
- …正式競技、特別競技
- …公開競技
- ◆ …デモンストレーションスポーツ

全国障害者スポーツ大会

- ☆ …開・閉会式
- …正式競技

- ・成男=成年男子
- ・成女=成年女子
- ・少男=少年男子
- ・少女=少年女子
- ・身=身体障がい者が出場できる競技
- ・知=知的障がい者が出場できる競技
- ・精=精神障がい者が出場できる競技



第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会

都城市準備委員会総会から常任委員会への委任事項

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会会則第 11 条第 4 項第 5 号に基づく総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 財務、広報、市民運動及び観光・接伴に関すること
- 3 競技、式典及び施設に関すること
- 4 宿泊及び医事・衛生に関すること
- 5 輸送・交通、消防防災・警備に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

新
城

2008